

受動喫煙防止対策 けむりのないまちづくり事業

タバコのけむりのない施設を募集しています

敷地内禁煙、建物内禁煙に
取組まれている
(これから取組む)
管理者のみなさまへ

けむりのないまちづくり事業のながれ

《ステップ1》

現在の施設（店舗）の状況を確認ください



《ステップ2》



《ステップ3》

「実施施設ステッカー交付」 施設の入り口周辺に貼ってください

* ステッカー交付施設一覧を南丹市ホームページに掲載させていただきます（希望施設のみ）

【健康増進法の一部が改正されます】

施行時期	施設	内容
2019年7月から	学校、病院、児童福祉施設等	「敷地内禁煙」
2020年4月から	事業所・工場・ホテル・旅館など多数の者が利用する施設・旅客運送業・船舶・鉄道業者	「原則屋内禁煙」 * 喫煙できるのは喫煙専用室内だけです。
	飲食店	原則、店内は「禁煙」 * 事業所の規模により、屋内禁煙、喫煙室の設定、喫煙可能【経過措置】選択

* 受動喫煙を防止するために、喫煙専用室の設置・標識の表示が必要になります。

喫煙可能部分は、20歳未満は立ち入ることができません。

* 受動喫煙防止対策に対する助成金があります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。